

地 域 農 業 再 生 協 議 会 別 生 産 目 標 の 目 安 の 設 定 方 針

令 和 8 年 8 月 2 1 日
愛 知 県 農 業 再 生 協 議 会

1 生産目標の目安の考え方

- (1) 2026 年 7 月に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律が成立し、生産調整方針（生産数量目標を含む）に関連する規定が廃止され、生産者は需要に応じた生産を行うものとし、国、地方公共団体及び生産・出荷関係団体は各立場において、情報提供等を行う責務規定が新設された。
- (2) 地域の生産体制が本県においては数量ではなく面積に基づき合意形成されることなどに鑑み、生産者の需要に応じた生産に資する情報提供として、2027 年産以降も面積による「生産目標の目安」を設定する。

2 愛知県の生産目標の目安の設定方針

- 以下①～③を加味して主食用米の生産目標の目安を設定する。
- ① 稲、麦、大豆の需要に応えるために導入され、本県が推奨している、2 年 3 作体系（ブロックロテーション）などの生産体制を継続する。
- ② 飼料用米、加工用米等を需要に応じて可能な限り確保する。
- ③ 主食用米の増減については、国の「需給の見通し」を踏まえるものとする。

3 市町村別の生産目標の目安の設定方法

市町村別の生産目標の目安は、2026 年産の市町村別の生産目標の目安の県内占有率に基づき按分して算出する。ただし、種子用及び学校教育・試験研究用は別枠とする。

4 地域農業再生協議会別の生産目標の目安の設定方法

- (1) 地域農業再生協議会が 1 つの市町村で構成される場合
市町村別の生産目標の目安を、地域農業再生協議会別の生産目標の目安とする。
- (2) 地域農業再生協議会が複数の市町村で構成される場合
市町村別の生産目標の目安を合計したものを、地域農業再生協議会別の生産目標の目安とする。
- なお、1 つの市町村が複数の地域農業再生協議会に属する場合は、当該市町村の生産目標の目安を、農業者別の水田面積の占有率に基づき按分する。

5 補足事項

- (1) 本県の水田農業については、主食用米に限らず、他用途米や麦大豆についても畜産業等の意向を踏まえ、可能な限り需要に応じた生産を行う。
- (2) 主食用米については業務用米を含んでおり、業務用米の需要にも積極的に対応する。
- (3) 今後に向けて、水田農業の収益性の向上のため、適切な肥培管理や高温耐性品種の導入による品質の向上、多収を実現する取組を検討していく必要がある。。

＜参考：市町村と地域農業再生協議会の関係＞

地域農業再生協議会名	市町村名	地域農業再生協議会名	市町村名
名古屋市地域農業再生協議会	名古屋市	知多地域農業再生協議会	半田市
一宮市地域農政推進協議会	一宮市		常滑市
瀬戸市地域農業再生協議会	瀬戸市		東海市
春日井市地域農業再生協議会	春日井市		大府市
犬山市地域農業再生協議会	犬山市		知多市
江南市農業再生協議会	江南市		阿久比町
小牧市地域農業再生協議会	小牧市		東浦町
稲沢市農業再生協議会	稲沢市		南知多町
尾張旭市地域農業再生協議会	尾張旭市		美浜町
岩倉市地域農業再生協議会	岩倉市		武豊町
豊明市地域農業再生協議会	豊明市	岡崎幸田地域農業再生協議会	岡崎市
日進市地域農業再生協議会	日進市		幸田町
長久手市農業再生協議会	長久手市	碧南市地域農業再生協議会	碧南市
東郷町地域農業再生協議会	東郷町	刈谷市地域農業再生協議会	刈谷市
西春日井地域農業再生協議会	清須市	安城市地域農業再生協議会	安城市
	北名古屋市	西尾地域農業再生協議会	西尾市
	豊山町	知立市地域農業再生協議会	知立市
大口町地域農業再生協議会	大口町	高浜市地域農業再生協議会	高浜市
扶桑町地域農業再生協議会	扶桑町	豊田市地域農業再生協議会	豊田市
海部東地域農業再生協議会	あま市	みよし市地域農業再生協議会	みよし市
	大治町	新城市地域農業再生協議会	新城市
	津島市	設楽町農業再生協議会	設楽町
あまそだち農業再生協議会		東栄町農業再生協議会	東栄町
	愛西市	豊根村地域農業再生協議会	豊根村
海部南部地域農業再生協議会	弥富市	豊橋市地域農業再生協議会	豊橋市
	蟹江町	豊川市地域農業再生協議会	豊川市
	飛島村	蒲郡市地域農業再生協議会	蒲郡市
		田原市地域農業再生協議会	田原市